

第 2 章

基本構想

1 基本理念

高齢化の進展とともに、要介護等認定者数の増加やそれに伴う給付費の増大など、高齢者を取り巻く状況は変化してきています。また、元気な高齢者の社会参加や認知症高齢者への対応、ひとり暮らし高齢者への支援など、様々な課題が顕在化してきています。

本市では、第5期計画において、介護保険サービスや保健・福祉のサービスを中心とした高齢者の自立支援・生活支援・生きがい対策等を目的とした事業を展開してきましたが、今後は第5期計画で開始した地域包括ケア実現のための方向性を継承しつつ、団塊の世代の人が全て後期高齢者となる平成37年までの動向を見据えた、中長期的な視点に立った施策展開が求められています。

超高齢社会を迎えた今、高齢者が地域で自立した生活を継続して送ることができるよう、高齢者一人ひとりの生活実態に即した保健福祉サービスを提供するとともに、それぞれの価値観やニーズに応じた社会参加を支援することが必要です。また、今後、高齢期を迎える世代も含め、高齢者や地域の関係団体、行政と協働し、すべての市民が生涯にわたって健康でいきいきと住み慣れた地域で暮らしていけるよう取り組むことが必要です。

こうした考え方から、この計画の基本理念を「活力ある高齢者像の構築」「高齢者の尊厳の確保と自立支援」「共に支えあう地域社会の形成」とします。なお、この理念は第5期計画の基本理念として掲げられてきたものであり、第6期の計画においても引き続き基本理念としていくものとします。

【基本理念】

活力ある高齢者像の構築

高齢者の尊厳の確保と自立支援

共に支えあう地域社会の形成

活力ある高齢者像の構築

明るく活力に満ちた高齢社会を築くためには、高齢者自らが、地域社会を構成する重要な一員として豊かな経験や知識を活かし、積極的な役割を果たしていくことが重要です。

このため、高齢者の積極的な社会参加活動や生涯学習活動を支援し、健康でいきいきとした高齢者像を求め、誰もが長生きしてよかったと言える長寿社会の実現に努めます。

高齢者の尊厳の確保と自立支援

高齢者一人ひとりが持っている豊かな経験、知識、技術などが十分に発揮でき、生きがいと誇りを持って自立した生活が送れるよう、生きがい対策や生活支援対策の充実を図ります。

また、高齢者が寝たきりなどの要介護状態になっても、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護基盤の整備や介護サービスの質の向上に努めるとともに、判断能力が不十分な認知症高齢者等の財産や権利が守られ、尊厳を保ちながら地域社会で暮らすことができるような生活環境の整備に努めます。

共に支えあう地域社会の形成

多くの高齢者は、長年生活してきた地域で暮らし続けることを望んでいます。たとえ、要介護や要支援の状態になっても、住み慣れた地域で安心して生活していくことができるよう、介護保険サービスや介護保険外の保健・福祉サービスはもちろんのこと、地域住民やボランティアによるインフォーマルなサービスも含めた、総合的なサービス提供体制を整備する必要があります。

このため、高齢者が生活する身近な地域において、生活全般を支援する「共に支え合い共に生きる」共助共生のネットワークづくりや地域活動の拠点づくりなど、地域包括ケアシステムの構築を進めることにより、高齢者を支える地域社会の形成に努めます。

2 基本的政策目標

(1) 社会参加と生きがいづくり

日本人の平均寿命は、平成 25 年簡易生命表によると、男性が 80.21 歳、女性が 86.361 歳です。また、60 歳時の平均余命は男性が 23.14 年、女性が 28.47 年で、60 歳で仕事を引退したとすると、20 年以上の長い期間にわたり地域を中心に過ごすこととなります。

この期間を余生として捉えるのではなく、第 2 の現役期として前向きに捉え地域で社会参加しながら、いきいきと過ごすための様々な取組を充実させる必要があります。

高齢者をサービスの受け手としてのみ捉えるのではなく、これまでに培った豊富な経験や知識、技術をもって地域社会を支える一員として捉え、高齢者の元気な力を活かしていく視点が大切です。これら高齢者が持つ豊かな特性を活かした就業、生涯学習、老人クラブ活動やボランティア等の社会活動への主体的な参加を積極的に支援し、地域の一員として社会に貢献できる基盤づくりを進めます。

また、団塊の世代が 65 歳に達する超高齢社会の渦中にあり、10 年先の平成 37 年に団塊の世代がすべて 75 歳以上となる時、できるだけ多くの高齢者が元気でいられるような支援策が命題となっています。「西条市健康増進計画」に基づき、一人ひとりが、自分の健康に責任を持ち、食事や運動などの生活習慣の改善に取り組めるよう、その重要性を広く啓発するとともに、「西条市健康増進計画」と連携した保健事業や介護予防事業の取組を進めます。

(2) 高齢者の自立支援

高齢者の尊厳を支えるケアを実現するため、団塊の世代が 75 歳以上となり介護が必要な高齢者が急速に増加する平成 37 年までの間に、介護保険サービスの充実を図るとともに、在宅医療・介護の連携の推進、認知症施策や生活支援サービスの充実など地域包括ケアシステムの構築に向けた取組が求められています。

今後、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者の増加、在宅での医療ニーズなどの高まりを踏まえ、高齢者が尊厳のある生活を継続できるよう、地域密着型サービスをはじめ、居宅サービスや、医療と介護が連携したサービス提供体制の充実に努めます。また、市民が安心して質の高い介護保険や保健福祉サービスを選択できるよう、制度やサービス等に関する情報提供・相談体制、経済的な負担軽減など利用者支援の仕組みを充実します。

「介護予防・日常生活支援総合事業」（新しい総合事業）における「介護予防・生活支援サービス」については、国のガイドラインを踏まえて、適切な時期から開始し、要支援認定者の介護予防訪問介護・介護予防通所介護を地域支援事業に移行させるとともに、本市の特性に応じた事業の創出を図ります。「介護予防・生活支援サービス」における生活支援サービスについては、高齢者のニーズを把握し、サービス提供の担い手を確保していきながら、需要と供給のバランスを調整する生活支援コーディネーターの配置を徐々に進めていきます。また、福祉関係団体、民生児童委員などの関係機関や団体のみならず、ボランティア、NPO、民間企業等も含めた多様なサービス主体による多様な生活支援サービスの確保に努めていきます。「一般介護予防事業」については、健康づくりの事業も考慮しながら、新しい介護予防事業として高齢者全般を対象とした魅力ある事業の創出に努めます。

また、認知症の予防から早期発見・診断・対応、認知症高齢者や家族に対する各種サービス提供等の支援まで、認知症の人や介護者への支援を包括的に実施できる体制の充実を図るとともに、認知症サポーターの養成やキャラバンメイトの育成など、認知症を支える地域づくりにも継続して取り組みます。

(3) 地域福祉の推進

保健・医療・福祉のサービス提供を担う関係各機関は、連携を取りながらお互いのサービスの提供や、助言、情報が得られる体制を整備する必要があります。

地域包括支援センターが高齢者の総合相談窓口となり、関係機関や地域の人々などが連携し、見守りや支え合い等のネットワーク化を図り、本人に合ったサービス提供のためのマネジメントを行います。

ボランティアなどによる市民の自発的な活動は、無償、有償を問わず、地域における福祉活動の大きな力になっています。この力をさらに大きなものとするため支援します。

住み慣れた地域で安全・安心に暮らし続けられるようにするため、高齢者の虐待やひとり暮らし高齢者の孤立を防ぎ、認知症高齢者の徘徊に対応し得る施策を展開するとともに、地域における支え合いを推進します。

3 施策の体系図

